

富山県美術館教育普及業務に係る労働者派遣契約書

富山県（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）は、受注者とその雇用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に基づき、発注者に派遣するにあたり、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 受注者は、次のとおり、受注者の雇用する労働者（以下「派遣労働者」という。）を発注者に派遣し、発注者は派遣労働者を指揮命令して業務に従事させることを目的とする。

- （1）業務名 富山県美術館教育普及業務に係る労働者派遣業務
- （2）業務内容 別紙仕様書のとおり
- （3）契約期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- （4）契約金額 派遣労働者1人1時間あたり金 円（うち、消費税及び地方消費税金 円）
ただし、総額金 円（うち、消費税及び地方消費税相当額金 円）を超えない範囲とする。

（総則）

第2条 発注者及び受注者は、労働者派遣又は労働者派遣の受入れにあたり、労働者派遣法その他関係諸法令を遵守する。

（業務の実施方法）

第3条 受注者は、仕様書及び発注者が必要に応じて指示する事項を遵守の上、誠実にこれを履行しなければならない。

（派遣料金）

第4条 発注者は、派遣の役務の対価として、受注者に対して第1条第4号に定めた派遣料金を支払う。

- 2 派遣料金は、月額で支払うものとし、契約金額（次項に定める実働時間がある場合は、次項の規定に基づき算出した金額。以下同じ。）に当該月の派遣労働者ごとに集計した実働時間を乗じて得た額の合計額とする。この場合において、実働時間に1時間未満の端数が生じたときは、当該1時間に満たない就業時間を1分単位で整理して得た時間に対し、通常料金の60分の1を乗じて得た額とする。
- 3 次の各号に定める実働時間（以下「超過時間」という。）がある場合、超過時間にかかる派遣労働者1人1時間あたりの単価は、契約金額にそれぞれの区分に定める割合を乗じて得た額とする。
 - （1）1日の就業時間数が7時間を超える場合 100分の125
 - （2）休日に勤務した場合 100分の135
 - （3）深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に勤務した場合は、第1号中「100分の125」とあるのは「100分の150」と、第2号中「100分の135」とあるのは「100分の160」とする。
 - （4）超過時間が1月について60時間を超える場合、その60時間を超える部分については、第1号中「100分の125」とあるのは「100分の150」、第2号中「100分の135」とあるのは「100分の150」、第3号中「100分の150」及び「100分の160」とあるのは「100分の175」とする。
- 4 前2項により算出して得た額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。
- 5 派遣料金には、受注者がこの契約を履行するために必要な通勤手当、労働保険、社会保険料及び諸経費を含むものとする。

（派遣料金の支払い）

第5条 受注者は、実働時間について発注者の確認を得た後、発注者に対して前項の規定による派遣料金の支払を請求するものとし、発注者は受注者からの適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に派遣料金を支払うものとする。

- 2 発注者の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに派遣料金を支払わない場合は、受注者は発注者に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（金銭の取扱い）

第7条 発注者は、派遣労働者に金銭その他貴重品の取扱いをさせる場合は、その取扱いについて、発注者と受注者の間で別途定める。

(出張)

第8条 発注者は、必要なときは、派遣労働者に対し、出張を命じることができる。

2 発注者は、派遣労働者が出張に要した交通費等について、富山県職員等の旅費に関する条例(昭和32年富山県条例第36号)及び富山県職員等の旅費に関する規則(昭和33年富山県人事委員会規則第25号)の規定に基づき算定した額を受注者に支払う。

3 受注者は、前項の規定による交通費等を発注者に請求する場合は、発注者が別途定める出張に関する実績報告書を発注者に提出し、発注者の履行確認を受け、別途発注者に請求するものとする。

(責任者の選任)

第9条 発注者は、労働者派遣法第41条に規定する派遣先責任者を選任し、同条各号に掲げる事項を行わせなければならない。

2 受注者は、労働者派遣法第36条に規定する派遣元責任者を選任し、同条各号に掲げる事項を行わせなければならない。

(指揮命令者)

第10条 発注者は、派遣労働者を直接指揮命令する指揮命令者を選任し、指揮命令者は派遣業務の遂行について本契約に定める事項を遵守して派遣労働者を指揮命令しなければならない。

(苦情処理)

第11条 発注者及び受注者は、派遣労働者から苦情の申出を受ける者を定めるとともに、速やかにその内容を発注者又は受注者に通知し、発注者及び受注者の密接な連携の下に、迅速かつ適切な対応を行うものとする。

(派遣労働者の交替等)

第12条 派遣労働者が就業するにあたり、遵守すべき発注者の業務処理方法、就業規則等に従わない場合、又は業務処理の能率が著しく低く労働者派遣の目的を達しない場合には、発注者は受注者にその理由を示し、派遣労働者への指導、改善、派遣労働者の交替等適切な措置を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があった場合には、当該派遣労働者への指導、改善、派遣労働者の交替等適切な措置を講ずるものとする。

3 派遣労働者の傷病その他、やむを得ない理由がある場合には、受注者は発注者に通知して派遣労働者を交替させることができる。この場合、受注者は、原則として交替する日の30日前までに発注者に連絡するとともに、受注者の負担において、後任の派遣労働者に十分な事務の引継ぎを行い、以後の業務に支障が出ないよう必要な措置を講ずるものとする。

(発注者の催告による解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) この契約を履行しないとき又は履行の見込みがないとき。

(3) 前各号のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第14条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の全部または一部を解除することができる。

(1) この契約の締結又は履行に際し、不正な行為をしたとき。

(2) 故意又は重大な過失によって発注者に損害を与えたとき。

(3) 受注者が第6条に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

(4) 受注者が業務を完了させることができないことが明らかであるとき。

(5) 受注者が業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(6) 業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約

をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

- (8) 受注者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (9) 受注者がこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - ク 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が確定したとき。
 - ケ 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行った場合において、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - コ 受注者（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条による刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第15条 第13条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（違約金及び損害賠償）

第16条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合において発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。

- (1) 第13条又は第14条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、前項の損害賠償のほか、契約単価に予定されている年間派遣日数及び就業時間を乗じて得た額（以下、「契約総額」という。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第13条又は第14条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の債務について履行不能となった場合
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当するとみなされる

場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約総額から既履行部分に相応する契約総額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に係る法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

(賠償の予約)

第17条 受注者は、この契約に関して、第14条第10号クからコまでのいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による委託料の10分の2に相当する額を支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第14条第10号ク又はケに該当する場合であって、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売に該当するときその他発注者が特に認めるとき。
(2) 第14条第10号コに該当する場合であって、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、派遣業務が完了した後においても適用する。

3 前2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

4 受注者は、発注者があらかじめ了承した場合を除き、受注者の責めに帰すべき事由により契約期間内において労働者を派遣できない場合は、その契約の未履行部分の派遣料金に相当する金額を賠償金として発注者に支払うものとする。

(受注者による労働者派遣の停止)

第18条 受注者は、次の各号の事由が生じたときは、労働者派遣を停止することができる。この場合、受注者は発注者に対して、事前に労働者派遣を停止する理由、派遣を停止する日およびその期間を通知するものとする。

(1) 発注者が派遣料金の支払いを遅滞したとき。

(2) 発注者が本契約の各条項に著しく信義に反して違背したとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、発注者の責めに帰すべき事由により受注者の派遣業務に著しい支障を来し、又はそのおそれがあるとき。

2 発注者は、前項の規定による労働者派遣の停止を理由として、受注者に対して派遣料金の支払いを拒み、又は損害賠償の請求をすることはできない。

(受注者の契約解除権)

第19条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 契約の変更に伴い、仕様書に定める派遣時間数が3分の2以上減少したとき、又は派遣業務の中止期間が契約期間の2分の1以上に達したとき。

(2) 発注者が契約に違反し、その違反によって派遣業務を完了することが不可能となったとき。

2 前項の規定による契約の解除によって受注者が損害を受けたときは、受注者は発注者に対し、損害賠償を請求することができる。

(遅延利息)

第20条 発注者は、発注者があらかじめ了承した場合を除き、受注者の責めに帰すべき事由により契約期間内において労働者を派遣できない場合は、その日数に応じ、契約の未履行部分に相当する派遣料金につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した金額を遅延利息として徴収する。なお、第16条4項の規定により、受注者が賠償金を支払った場合においても、遅延利息の徴収を妨げるものではない。

(機密保持)

第21条 受注者及び派遣労働者は、派遣業務の遂行により知り得た発注者の業務に関する機密事項を第三者に漏えいしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報保護)

第22条 受注者及び派遣労働者は、本契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティの確保)

第23条 受注者及び派遣労働者は、派遣業務の実施において、富山県庁情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティに関する必要な措置を講ずる義務を負うとともに、当該業務で知り得た各

種情報についての守秘義務を負う。本契約終了後及び解除後においても同様とする。

(契約終了時の派遣業務引継、移行支援等)

第 24 条 契約の全部若しくは一部を解除、又は契約期間が終了した場合には、受注者は当該派遣業務を発注者が継続して遂行できるように必要な措置を講ずるか、又は他者に移行する作業を支援しなければならない。

2 前項に規定する必要な措置又は支援の具体的な内容については、発注者と受注者が協議の上定める。
(疑義等の決定)

第 25 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(契約の効力の遡及)

第 26 条 この契約の発注者と受注者の電子署名がともになされた日が第 1 条第 3 号の契約期間の開始日より後の日である場合であっても、本契約の効力は、当該契約期間の開始日から生ずるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。ただし、契約書を電磁的記録で作成した場合には、この契約書の電磁的記録を作成し、両者電子署名を施したうえ、各自その電磁的記録を保管するものとする。

令和 8 年 月 日

発注者 富山市新総曲輪 1 番 7 号
富山県知事 新田 八朗

受注者